

不利益処分の処分基準

処 分 名		サンホーム滝呂及びふれあいセンター姫の目的外使用許可の取消し		
根拠法令及び条項		地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	・多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 3 号)第 13 条第 1 項 ・多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例(平成 9 年条例第 2 号) 第 13 条第 1 項		
	基 準	サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項及びふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、次の場合に許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるものとする。 (1)この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2)偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				